

日本人英語講師を募集します

義務教育学校に勤務する、日本人英語講師を募集します。

■職務内容

- (1) 英語活動・外国語活動授業での教員の補助、および教材作成等の支援
- (2) 地域をはじめ、日本と海外、両文化に関する情報提供、および異文化理解の促進
- (3) 英語の発音・学習方法、および指導方法に関する教員への助言・援助
- (4) その他、学校長が必要と認めること

■応募資格

- (1) 64歳未満の者（6月1日時点）
- (2) 学校教育法に定める大学、または短期大学等を卒業した者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者
- (3) 英語検定2級、または同等以上の英語能力がある者、もしくは小学校英語指導者資格、またはこれと同等の資格を持つ者
- (4) 所属長・配置校の教職員の指示に従える者
- (5) 学校行事や課外活動への積極的な参加ができる者
- (6) 就労上の懲戒処分や不法な行為の経験がない者

■募集人数 1人

■任用期間および勤務日

9月～平成31年3月の期間で指定する29日間程度

■勤務場所 多久市内義務教育学校

■賃金 時給2,770円

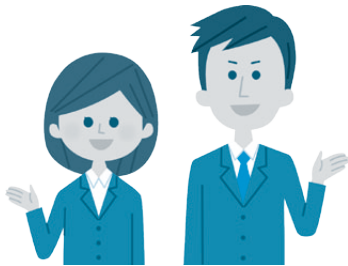
■募集期間 6月1日(金)～29日(金)

※土・日曜日を除く
8時30分～17時15分

■募集方法

市販の履歴書に、必要事項を記入の上、学校教育課まで郵送、または持参ください。

■面接日 申込者に通知します。



問い合わせ・申し込み

学校教育課 学務指導係 ☎75-2227

後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します

6月中旬に後期高齢者医療保険料を納入通知書でお知らせします。

普通徴収

- ①納付書で納入される人は、納期限までに金融機関で納めてください。
- ②口座振替の人は、毎月25日に口座から引き落とされます。(25日が土日、祝日の場合は翌営業日)

特別徴収（年金天引き）

現在特別徴収で仮徴収（4月・6月・8月）されている人は、平成30年度の保険料の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を、10月・12月・2月の年金から天引きとなります。

保険年金係窓口で、年金天引きから口座振替への変更もできます。(すぐに変更できない場合もあります)

○手続きに必要なもの

- ①口座振替の通帳 ②通帳の届出印 ③保険証

保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の一人ひとりに納めていただく保険料です。保険料は、均等割額と所得割額の合計です。均等割は、所得に応じて軽減があり、所得税額も本人の所得に応じて軽減を行います。

被保険者の被扶養者であった人

制度加入前に、社会保険など（被用者保険）の被扶養者であった人は、均等割を5割軽減します。

※ただし、所得の低い人の軽減措置に該当する場合、軽減割合の大きい措置が適用されます。



問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159